

該当箇所	意見要旨	考え方 / 対応方針
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>クレジットが効力をもつのは、登録簿上の口座への記載が行われた時点という理解でよいのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CERについては、CDM登録簿に発行された時点から移転等を行うことができます。</li> <li>我が国においては、クレジットは国別登録簿において管理される数値であり、登録簿上の口座に記載された時において当該記載を受けた口座開設者にクレジットが帰属したものと取り扱う予定です。</li> </ul>
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人格のない団体にも登録簿の利用を認めるべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>口座開設者には、本利用規程に基づき権利の行使及び義務の履行を行って頂く必要があるため、法律上、権利義務の主体となれない者について国別登録簿の利用を認めることはできないと考えます。</li> </ul>
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用言語を明示すべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録簿の表示は日本語で行う旨、利用規程に明示致します。</li> </ul>
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>COP9で合意されたシンク関連のtCER、ICERに関する規定を加えることが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>COP9の結果は諸外国の取り扱い等を踏まえながら検討の上、今後反映させることとします。</li> </ul>
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録簿の利用が可能な法人の範囲を明確にすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録簿の利用は、我が国の法律に基づき設立された法人が利用可能です。 (外国法人は含まれません。)</li> </ul>
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人にも口座の開設を認めるべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CDMプロジェクト等、京都メカニズムに関する取り組み状況を勘案し、現在のところ、登録簿の口座開設は法人としています。</li> </ul>
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都議定書が発効しなかった場合においても、何らかの形で国別登録簿を継続活用する可能性があることを明記すべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>この国別登録簿は京都議定書が発効が前提となっていますが、登録簿の運営については、議定書が発効前であっても、CDM理事会の検討状況、CDMプロジェクトの取り組み等を総合的に勘案して決定致します。</li> </ul>
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>いつ頃から登録簿の運用と申請受付を始めるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用時期については、今後検討致します。(上記回答参照)</li> <li>なお、運用を開始する場合には、事前にホームページ等で公表致します。</li> </ul>
第2条	<ul style="list-style-type: none"> <li>クレジットは削減量に対して発行される量に対して用いられる言葉であり、AAUには当てはまらないのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規定の簡略化を図るため、AAU、CER、ERU、RMUをまとめて「クレジット」と呼び、AAUのみの用語を用いて定義することは致しません。</li> </ul>
第4条	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都議定書及び国際合意、国内政策の変更によりクレジットや規程が制約を受けても政府により補償されないのは、利用者にとって不安定ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>我が国においては、京都メカニズムの利用は利用者の自由意思によるものであり、京都議定書や関連する国際合意、国内政策において定められる事項を考慮の上、利用者において利用の可否を判断して頂くこととしております。</li> <li>従って、京都議定書や国際合意、国内政策により登録簿の利用関係に制約が発生した場合には、利用者においても、当該制約に従って頂くこととしております。</li> </ul>
第4条	<ul style="list-style-type: none"> <li>「本人であることを証明する書類」とは、具体的にどのようなものを想定しているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「本人であることを証明する書類」の部分は、「本人確認書類」として定義規定を設けて整理しなおしました。具体的には私法人の場合、商業登記簿謄本等又は代表者の印鑑登録証明書を想定していません(公法人については登記簿謄本及び代表者の印鑑登録証明書は必要ありません)。ただし、電子申請を使用される場合は、登記簿謄本等又は代表者の印鑑登録証明書は不要となり、私法人、公法人を問わず電子証明書を取得して頂く事となります。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>クレジットを信託財産として管理することも想定されるため、信託財産ごとに保有口座を開設できるようにすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>信託財産としてクレジットを保有する場合も想定し、信託財産毎に保有口座を開設できるよう、規程の修正を致します。</li> <li>ただし、業として信託を行う場合には、信託業法等を遵守することが前提となります。</li> </ul>
第5条	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録記載が完了した旨及び記載内容について、管理者は遅滞なく口座開設者に通知すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご指摘を踏まえて修正致します。</li> </ul>

該当箇所	意見要旨	考え方 / 対応方針
第 5 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CDM登録簿管理者が定義されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CDM登録簿の管理者を指しますが、CDM登録簿を定義したため、CDM登録簿管理者の定義は不要と考えます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クレジットの登録記載を申請した旨を通知する手段、時期を明確にすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご指摘を踏まえて修正致します。</li> </ul>
第 6 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移転処理に要する標準日数を明示すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準的には、申請から2日以内に移転処理が完了するように致します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国の登録簿との振替手続は定めないのでか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際ルールが定まった後に規定を整備します。(第17条雑則参照)</li> </ul>
第 7 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「過誤の訂正が可能な限度」を具体的に明示すべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケースバイケースでの対応を想定しているため、予め「過誤の訂正が可能な限度」を明示することは困難であると考えます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過誤訂正を行う場合には、事前に口座開設者に連絡、通知し、同意を得るべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過誤が発見された場合には事故が拡大しないよう、速やかに対応する必要があり、事後的に口座開設者にご説明することとしております。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理者による過誤訂正手続だけでなく、口座開設者の申請による過誤訂正手続についても規定すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国別登録簿は、クレジットが記載された口座の保有者にのみクレジット移転を認めることで、クレジット保有の安定性を図っております。既に他人の口座に記載されたクレジットの移転申請を認めることは、この安定性を減殺させる事につながるものと考えます。</li> <li>・ ただし、口座開設者の方が移転内容に過誤があることを発見した場合、管理者に申し出て頂ければ、事実関係を確認の上、管理者による過誤訂正手続として可能な範囲内で修正を行います。</li> </ul>
第 8 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録簿は24時間運営とすべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第8条の運営業務とは、登録簿管理者が行う業務を指しています。ただし、申請は電子申請により24時間行うことができます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録簿のシステムで使用する技術を明確にすべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録簿の利用に必要な情報通信技術の仕様については、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」関係諸規則において明示されています。(第9条参照)</li> </ul>
第 9 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書面による登録簿の利用は認められないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利便性を勘案し、情報通信技術(インターネット回線)を前提として国別登録簿システムを設計しております。</li> <li>・ ただし、事情により情報通信技術の利用が困難な場合には書面による対応も致しますので、個別にご相談ください。</li> </ul>
第 10 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別口座に関する情報については、公開すべきではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報開示については、マラケシュ合意により各国に開示が義務づけられている事項について行うこととしています。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ RMU由来のERUの場合、RMUの活動についても情報公開されるのではないのでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マラケシュ合意で情報公開が義務づけられている情報のみ公開することとしています。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「管理者が定める日」の頻度を明確にすべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年に1回を想定していますが、その趣旨が明確となるように規定を修正致します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各口座の情報については、シリアルナンバーまで公開するべきではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マラケシュ合意の定めによりますが、現在のところ、「クレジット量」の開示が求められているものと考えています。</li> </ul>
第 11 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理者が登録簿を廃止する場合に政府により補償されないのは、利用者にとって不安定ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録簿を廃止する場合には、国別登録簿に記載されたクレジットについて、他国の登録簿への移転等の処分を行えるよう、一定の猶予期間を経た上で廃止することとしています。(第11条第4項参照)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口座利用を停止、廃止した場合には、その旨を公示すべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各口座の停止、廃止の状況についてまで一般に公開することは、過剰な情報開示であると考えます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1項中「その他の重大な違反」を明記すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケースバイケースでの対応を想定しており、予め網羅的に明記することは困難と考えています。一つの具体例として、「虚偽の申請を行ったとき」を挙げています。</li> </ul>

該当箇所	意見要旨	考え方 / 対応方針
第 11 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 3 項中「10 日以内」では短いので、「30 日以内」とすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご指摘を踏まえて修正致します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃止口座に残されたクレジットの移転について、口座開設者の同意が必要ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃止される保有口座に残されたクレジットについては、まずは口座開設者が処分することが求められます（第 11 条第 3 項）。</li> <li>それでもなお保有口座に残されたクレジットについて、口座開設者の同意を得ることは困難と考え、登録簿管理者が適宜処理を行うことができることとしました。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録簿管理業務を廃止する場合の事前通知について、周知期間を明示し、十分な周知期間を確保すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周知期間は廃止の状況を勘案して定める必要があるため、予め設定することはできませんが、十分な期間を確保する旨を記述致します。</li> </ul>
第 12 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>「譲渡、移転、担保差し入れその他処分」に加えて、「貸与」を明示すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「貸与」につき、口座開設者の「名義貸し」というご趣旨と考え、ご指摘を踏まえて修正致します。</li> </ul>
第 14 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>不可抗力や通信障害による登録簿の誤処理等について、管理者に重大な過失がない限り責任を負わないとされているのは、利用者にとって不安定ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理者として登録簿の適正な運営管理に努めることは当然の責務と考えますが、管理者に落ち度がない不可抗力等についてまで責任を負うのは、過重な負担であると考えます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 4 項の「仮に」は不要ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご指摘を踏まえて修正致します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 項～第 4 項について、登録簿管理者の責任の範囲が異なっている。どちらかに統一すべきではないか。 第 1 項、第 4 項は一切の責任を免除、第 2 項、第 3 項は重過失責任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理者の努力の余地の有無に応じて責任の範囲を使い分けています。</li> </ul>
第 16 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>規程の変更について異議がある場合には、一定期間内に第三者に移転することとされているが、それだけでは、十分な対価の回収ができるかどうか分からない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都メカニズムの利用は、京都議定書や国際合意等を了解した上で、自由意思により利用して頂くものです。</li> <li>そのため、変更後の規程に異議がある場合には、クレジットの処分を行って頂いた上で、保有口座を廃止して頂くこととしております。</li> </ul>